

更別村農業委員会議事録

令和4年 第7回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和4年7月20日

更別村農業委員会会長 道 見 克 浩

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和4年7月20日（13時25分開会、14時50分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階大会議室

(3) 出席状況（出席12名、欠席 0名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	道 見 克 浩	出席	6	委員	磯 忠 義
出席	1	委員	及 川 政 人	出席	7	委員	日 崎 克 彦
出席	2	委員	岡 寛	出席	8	委員	大 地 恵 子
出席	3	委員	福 田 隆 幸	出席	9	委員	小 野 孝 博
出席	4	委員	塩 田 孝 弘	出席	10	委員	九 々 昌 弘
出席	5	委員	川 上 英 幸	出席	11	委員	宍 戸 功

(4) 議事録署名委員

5 川上委員 6番 磯委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 農地係長 前田 貴広
村産業課 産業課長 高橋 祐二

(6) 議 件

報告第1号 農業者年金業務処理状況について

報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）

議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 議案第4号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて
議案第5号 農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について

(7) その他

- ① 土地利用状況調査（農地パトロール）について
- ② 令和4年度北海道農業者年金協議会準会員における趣旨賛同者数の報告について
- ③ 資料「法令・政令・規則等」及び「条例・規則・基準・要綱等」の差し替えについて
- ④ 令和4年第8回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。若干早いですが皆さんお揃いですので、ただ今から令和4年第7回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数に達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 皆さんこんにちは。第7回の定例会ということで、それぞれ定刻前にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

7月に入り、いろんな天候がいつまで続くのか、それぞれ皆さんご苦労されていることと思っております。小麦の収穫を目前に、早い天候の回復を願うばかりであります。

本日ですが、報告事項3件、議案5件となっております、どうかひとつよろしくのほどお願い申し上げ、開会の挨拶と致します。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。5番 川上委員、6番 磯委員、それぞれよろしくお願い致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第 1 号 農業者年金業務処理状況について

【議 長】 それでは議件の方へ入らせていただきます。まず報告第 1 号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第 1 号、農業者年金業務処理状況について説明致します。6 月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。
(報告案件朗読)

【議 長】 ただ今報告がありました、この件についてよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(2) 報告第 2 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議 長】 それでは次へ進めさせていただきます。報告第 2 号、農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第 2 号、農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明を致します。6 月の総会議案の調製以降、1 件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告をするものです。
(報告案件朗読)

【議 長】 ただ今説明がありました、ご不明な点等ありましたらお願いします。
(質疑等無)

【議 長】 なければよろしいですね？
(「はい」の声)

(3) 報告第 3 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)

【議 長】 それでは次へ進みます。報告第 3 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告お願い致します。

【事務局】 報告第 3 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明致します。

6 月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借 1 件、売買 6 件のあっせんが成立したほか、所有権の移転調整を 1 件行っております。

賃貸借です。(報告案件朗読)

続いて売買の1件目です。(報告案件朗読)

以下3件目まで、譲渡人、委員会開催日、あっせん委員長は1件目と同じですので、説明は省略します。

続いて売買の2件目です。(報告案件朗読)

続いて売買の3件目です。(報告案件朗読)

続いて売買の4件目です。(報告案件朗読)

続いて売買の5件目です。(報告案件朗読)

続いて売買の6件目です。(報告案件朗読)

続いて所有権移転調整ですが、(報告案件朗読)

【議長】 それではただ今説明がありました。まず賃貸借のあっせん委員長を務められました磯委員より報告お願い致します。

【磯委員】 6月22日にあっせん委員会を行いまして、特に問題なく、見てのとおりの内容となっております

【議長】 続いて、売買の1件目から3件目まで、譲渡人がAの件ですが、あっせん委員長を務められました及川委員より報告お願い致します。

【及川委員】 6月22日にあっせん委員会を行いまして、内容は先ほどの説明のとおりで、無事終了しております。

【議長】 続いて、売買の4件目、譲受人がBの件です。あっせん委員長を務められました大地委員より報告お願い致します。

【大地委員】 6月24日に小野委員、宍戸委員、福田委員とともにあっせん会議を開きまして、決定した内容につきましては事務局で説明した内容のとおりでした。

【議長】 続いて、売買の5件目、譲受人がCの件です。あっせん委員長を務められました九々委員より報告お願い致します。

【九々委員】 7月4日、私九々と日崎委員、川上委員、小野委員の同席のもと、無事売買が成立したことを報告いたします。内容は先ほど説明されたとおりであります。

【議長】 続いて、譲受人がDの件です。あっせん委員長を務められました塩田委員より報告お願い致します。

【塩田委員】 7月5日の日に、宍戸委員、磯委員、岡委員とであっせん委員会を開かせていただきました。Dにおかれましては、今まで賃貸ということで、今回売買ということで、何も問題なくあっせんを終わらせることができました。

【議長】 続いて、所有権移転調整の、これも同じく申出者がEの件です。調整委員長を務められました塩田委員より報告お願い致します。

【塩田委員】 これも同じく7月5日の日にあっせん委員会を開かせていただきました。何も問題なくこの内容通り進めさせていただきましたことを報告します。

【議長】 ただ今報告がありましたが、何かご意見ご質問等ありましたらお願いします。

(意見等無)

【議長】 なければよろしいですね？

(「はい」の声)

(4) 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について

【議長】 それではこれより議案に入ります。議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明致します。1件の賃貸借に係る合意解約をした旨通知がありましたので、成立要件の有無について審査をお願い致します。

(議案朗読)

なお解約後は改めて賃貸借のあっせん申出が出されております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、この件に関しましてご意見ご質問があればお願い致します。

(意見等無)

【議長】 特になければ、只今の説明のとおりということではよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

(5) 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 次、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を致します。所有権移転4件の申請につきまして、許可してよろしいか審議をお願い致します。

売買1件目、（議案朗読）

議案の資料をお願い致します。議案資料1頁からになります。まず1頁に申請地の位置図を付けております。2頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、2頁の右下から表が載っております。この表に譲受人Fが有する現在の経営面積が載っており、下限面積の2haに達していることが分かるかと思えます。続きまして3頁の左中ほどの「5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」、ここからずっといきまして、4頁左側の上段「10 周辺地域との関係」。ここまでをご確認いただきまして、現状の機械力、労働力、これらで全ての農地について効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認の方をお願い致します。

2件目です。（議案朗読）

議案の資料をお願い致します。議案資料7頁からになります。まず7頁に申請地の位置図を付けております。資料8頁から申請書の写しを付けております。それと、今回は新規就農という事で、任意様式ですが、資料11頁から営農計画書をつけております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件については1件目と同じ要領で後ほどご確認をお願い致します。

贈与1件目です。（議案朗読）

議案の資料をお願い致します。議案資料14頁からになります。14頁に申請地の位置図を付けております。資料15頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件については1件目と同じ要領で後ほどご確認をお願い致します。

2件目です。（議案朗読）

議案の資料をお願い致します。議案資料19頁からになります。19頁に

申請地の図面を付けております。資料 20 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件については 1 件目と同じ要領で後ほどご確認をお願い致します。

現地確認につきましては、それぞれ担当委員及び隣接担当委員をお願いしております。

なお、G 委員につきましては農業委員会等に関する法律第 31 条の規定によりまして議事参与の制限がございます。該当案件審議の際は一時退室をお願い致します。

【議 長】 それでは 1 件目について現地確認いただきました及川委員より報告をお願い致します。

【及川委員】 7 月 18 日に現地確認に行つてまいりました。畑として使用されておりましたので報告します。

【議 長】 それでは 2 件目、譲受人 H の件ですが、現地確認いただきました九々委員より報告をお願い致します。

【九々委員】 7 月 19 日現地確認してまいりました。畑として使われていることを確認してまいりました。

【議 長】 次に贈与の件ですが、1 件目、譲受人が I、2 件目、譲受人が G の件について、現地確認いただきました宍戸委員より報告をお願い致します。

【宍戸委員】 7 月 16 日に現地確認してまいりました。元々はカギみたいになっていて大変使いづらい状況だったみたいで、今回 I も後継者が来たということで、この機会に整理したいということで、確認してきました。

【議 長】 これを踏まえてこれから審議に入つていただく訳ですが、しばし議案の資料の方目を通していただきたいと思いますのでよろしくをお願い致します。

(各委員申請内容確認)

【議 長】 いかがでしょうか？凡そ目を通していただけたでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 審議の前に、1 件目の譲受人 F の議案資料 5 頁の右側の議決権の数ということで、個という表現は訂正した方がいいのではないかと。

【事務局】 これが正しいです。個というので大丈夫だそうです。

【議長】 わかりました。それでは1件ずつ参ります。

売買の1件目、譲受人Fの件です。この件につきまして、ご意見ご質問があればお願い致します。

(意見等無)

【議長】 なければこの内容で許可してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。

2件目、譲受人Hの件です。この件につきまして、ご意見ご質問があればお願い致します。

【塩田委員】 現在はどういう状況ですか。

【事務局長】 放牧地です。

【塩田委員】 わかりました。

【議長】 その他に何かありますか？

(意見等無)

【議長】 なければこの内容で許可してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。

(G委員退室)

【議長】 それでは、贈与1件目、譲受人がIの件です。この件につきまして、ご意見ご質問があればお願い致します。

(意見等無)

【議長】 なければこの内容で許可してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。

次、2件目、譲受人がGの件です。この件につきまして、ご意見ご質問があればお願い致します。

(意見等無)

【議長】 なければこの内容で許可してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは許可するものと致します。

（G委員入室）

(6) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議長】 議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。

基盤強化法に基づき村より決定を求められた利用権設定等9件の農用地利用集積計画について決定してよいか審議をお願い致します。

賃貸借で、（議案朗読）

続いて売買の1件目です。（議案朗読）

2件目です。（議案朗読）

3件目です。（議案朗読）

4件目です。（議案朗読）

5件目です。（議案朗読）

6件目です。（議案朗読）

7件目です。（議案朗読）

8件目です。（議案朗読）

以上、集積計画に登載するためのものであり、基盤強化法第18条第3項で規定する各要件であります基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

- 【議 長】 それでは、賃貸借の方から進めてまいります。利用権の設定等を受ける方がJの件です。この件につきまして、ご意見ご質問があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは決定するものと致します。
- 【議 長】 次、売買の方へ移ります。1 件目、利用権の設定等を受ける方がKの件です。この件につきましてご意見等があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは決定するものと致します。
- 【議 長】 次、2 件目、利用権の設定等を受ける方がLの件です。この件につきましてご意見等があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは決定するものと致します。
次、利用権の設定等を受ける方がMの件です。この件につきましてご意見等があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは決定するものと致します。
次、4 件目、利用権の設定等を受ける方がBの件です。この件につきましてご意見等があればお願いします。
(意見等無)
- 【議 長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
次、売買の5件目、利用権の設定等を受ける方がCの件です。この件につきましてご意見があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
次、売買の6件目、利用権の設定等を受ける方がDの件です。この件につきましてご意見があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
次、売買の7件目、利用権の設定等を受ける方がNの件です。この件につきましてご意見があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
最後、売買の8件目、利用権の設定等を受ける方がOの件です。この件につきましてご意見があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

(7) 議案第4号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議 長】 次、議案第4号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明お願い致します。

【事務局】 議案第4号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。賃貸借2件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

1件目です。(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料24頁から30頁に申出地の図面を付けております。

2件目です。(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料31頁に申出地の図面を付けております。

【議長】 ただ今説明があったとおり、賃貸借2件の農地のあっせんの申出がありました。このあっせんについて、取り進めてもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それではあっせんを取り進めるものと致します。それではあっせん委員を選ばせていただきます。

1件目のPのあっせん委員ですが、九々委員、岡委員、磯委員、及川委員。取りまとめ、九々委員ということでよろしくお願い致します。

2件目のQのあっせん委員ですが、磯委員、九々委員、岡委員、及川委員。取りまとめ、磯委員ということでよろしくお願い致します。

※九々委員、磯委員取りまとめによりあっせんの日程調整

【議長】 それではPから申出があったあっせん委員会を7月25日午前10時から、Qから申出があったあっせん委員会を7月25日午前11時からということで、それぞれあっせん委員の方よろしくお願い致します。

(8) 議案第5号 農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について

【議長】 次、議案第5号、農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について説明をお願い致します。

【事務局】 議案第5号、農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について説明致します。

基盤強化法第15条第1項の規定に基づく所有権移転のあっせん申出に対する農用地の利用関係の調整の結果、農地中間管理機構による買入が特に必要と認め、同法第16条第1項の規定により村長から申出者へ買入協議に係る通知をするよう要請してよろしいか審議をお願い致します。

(議案朗読)

調整内容は報告第3号で説明したとおりです。

【議 長】 ただ今事務局から説明がありました。何かご意見があればお願い致します。

(意見等無)

【議 長】 なければ、このとおり要請することとしてよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それではこのかたちで要請するものといたします。

6. その他の協議状況

(1) 農地パトロール（利用状況調査）について

【議 長】 次、5番目、その他に移ります。1件目、農地パトロール（利用状況調査）について説明をお願い致します。

※ 年間スケジュールでは7月25日（月）～28日（木）だが、小麦収穫を考慮して調整
午前か午後

鉄南、鉄北、上更別の地区ごとに実施（会長は今年は鉄北）

※ 地区ごとに日程調整して日時を決める

鉄南：7/28（木）9:00

鉄北：7/25（月）13:30

上更：7/28（木）13:30

(2) 令和4年度北海道農業者年金協議会準会員における趣旨賛同者数の報告について

【議 長】 次に2件目、令和4年度北海道農業者年金協議会準会員における趣旨賛同者数の報告について説明をお願い致します。

※ 当農業委員会は協議会がないため準会員。会費は1人当たり200円で、村の予算で計上済。

(3) 資料「法令・政令・規則等」及び「条例・規則・基準・要綱等」の差し替えについて

【議 長】 3件目、資料「法令・政令・規則等」及び「条例・規則・基準・要綱等」の差し替えについて説明をお願い致します。

※次回定例総会時に綴を持参願う。

(4) 令和4年 第8回農業委員会定例総会について

※第8回定例総会は、8月22日（月）13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会 長】 それでは、第7回の定例会ですが、それぞれ皆様の慎重なる審議をいただきながら、全ての案件を決定させていただくことができました。ありがとうございます。

何せこれから小麦の収穫を前に、なかなか気をもんでいるところではありますが、それぞれ皆様には農作業事故等無いよう、作業等取りかかって進めていただきたいと思います。本日の定例会、大変ありがとうございました。